

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月28日

長野県知事様

提出者

住所 新潟県新潟市中央区東万代町1-22風間ビル

氏名 株式会社安藤・間 北陸支店
執行役員支店長 清水 公

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 025-243-5578

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 安藤・間 北陸支店
事業場の所在地	新潟県新潟市中央区東万代町1-22 風間ビル
計画期間	令和5年 4月1日 から 令和6年 3月31日 まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	111億円 2023年度 北陸支店完工高
③従業員数	135人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙2のとおり

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙3のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	排 出 量	別紙1のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 全社で土建別に数値目標を定め、混合廃棄物排出量の削減 「環境月間」(6月)の行事計画作成、活動状況の報告 支店幹部による作業所の環境パトロールの実施		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	排 出 量	別紙1のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 分別用BOXなどの整備による建設系産業廃棄物の分別徹底 梱包材の低減など、廃棄物の発生抑制に資する施工方法の採用 作業所の「環境行動実施計画書」による環境負荷の低減		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none">・日本建設業連合会北陸支部主催の環境アンケート調査への協力・環境月間(6月)に、作業所毎に行事計画を作成し実施・全社で混合廃棄物の排出量削減の目標値を決めて管理
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 「支店 環境目的目標(3か年)2023年度～2025年度」の計画・実施 【土木現場】施工高当たりの混合廃棄物排出量を削減 【建築現場】延床面積当たりの混合廃棄物排出量を削減

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙1のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙1のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施していない		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙1のとおり t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	別紙1のとおり t	t
(これまでに実施した取組) 実施していない			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	別紙1のとおり t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	別紙1のとおり t	t
(今後実施する予定の取組) 実施していない			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	別紙1のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	別紙1のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施していない		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 担当者による中間処理業者、処分場の現地確認（年1回）		

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組)	
<p>各作業所で建設産業廃棄物の発生抑制及び分別回収に努めるとともに、優良事業者との委託契約をできるだけ進めていく。 大規模な解体工事現場は無いが、各種産業廃棄物の適正な処分に努めていく。</p>		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

令和6年度産業廃棄物処理計画書（産業廃棄物の実績及び計画の量）

単位:t

実績:前年度産業廃棄物排出量

計画:当年度産業廃棄物排出量の目標値

産業廃棄物の種類	総排出量		自ら再生利用を行った(行う)量		自ら行う中間処理				処理の委託												
					自ら熱回収を行った(行う)量		自ら中間処理により減量した(する)量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
	自ら直接再生利用した量等を含めた事業場における産業廃棄物の合計量		自ら直接再生利用する量と自ら中間処理を行った後に再生利用する量				中間処理前の量から中間処理後の量を引いた量		自ら直接埋立・海洋投入処分する量と自ら中間処理した後に自ら埋立・海洋投入処分する量		自社内で処理を行わず直接委託した量と自ら中間処理した残さ量のうち処理業者に委託して処理する量		優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)		中間処理後、有効利用されている場合の委託量(委託先から別の業者に売却等される場合を含む。)		認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)		認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量		
	①		②+⑧		⑤		⑦		③+⑨		⑩		⑪		⑫		⑬		⑭		
	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	
法律	1 燃え殻																				
	2 汚泥	170.10	50.00								170.10	50.00	0.00	0.00							
	3 廃油	0.68	0.00								0.68	0.00	0.68	0.00							
	4 廃酸																				
	5 廃アルカリ																				
	6 廃プラスチック類	27.00	10.00								27.00	10.00	14.26	7.00							
政令	1 紙くず	2.59	1.00								2.59	1.00	1.50	1.00							
	2 木くず	205.14	10.00								205.14	10.00	186.76	8.00							
	3 繊維くず																				
	4 動植物性残さ																				
	5 ゴムくず																				
	6 金属くず	34.83	5.00								34.83	5.00	34.83	3.50							
	7 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	12.20	1.00								12.20	1.00	12.00	1.00							
	8 鋳さい																				
	9 がれき類	7,849.63	500.00								7,849.63	500.00	7,301.33	400.00							
	10 家畜ふん尿																				
	11 家畜の死体																				
	12 動物系固形不要物																				
	13 ばいじん																				
	14 処分するために処理したもの																				
石綿含有品目(がれき・廃プラ)	0.52	0.00								0.52	0.00	0.00	0.00								
廃石膏ボード	5.82	5.00								5.82	5.00	5.82	5.00								
混合(管理型含む)	34.93	5.00								34.93	5.00	34.93	5.00								
水銀使用製品	0.17	1.00								0.17	1.00	0.17	1.00	0.09							
その他管理型品目	2.00	0.00								2.00	0.00	2.00	0.00								
合計	8,345.61	588.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	8,345.61	588.00	7,594.28	431.50	0.09	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		

※ 総排出量=自ら再生利用を行った(行う)量+自ら中間処理により減量した(する)量+自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)量+全処理委託量

【記載方法】

- ・各産業廃棄物の種類ごとに該当の箇所の左に前年度の実績(現状)を右に本年度の目標(計画)の産業廃棄物の量を記載してください。
- ・「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入し、右欄にそれぞれの内訳を記載してください。
- ・「自ら再生利用を行った(行う)量」の欄は、自ら直接再生利用した量と自ら中間処理した後再生利用した量を記載してください。
- ・「自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)量」は、自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量と自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分をした量を記載してください。

(別紙2)

第 1 面

産業廃棄物の一連の処理の工程

について

○産業廃棄物処理工程(産業廃棄物処理施設で委託処理)



(別紙3)

管理体制図および役割
【(株)安藤・間 北陸支店】

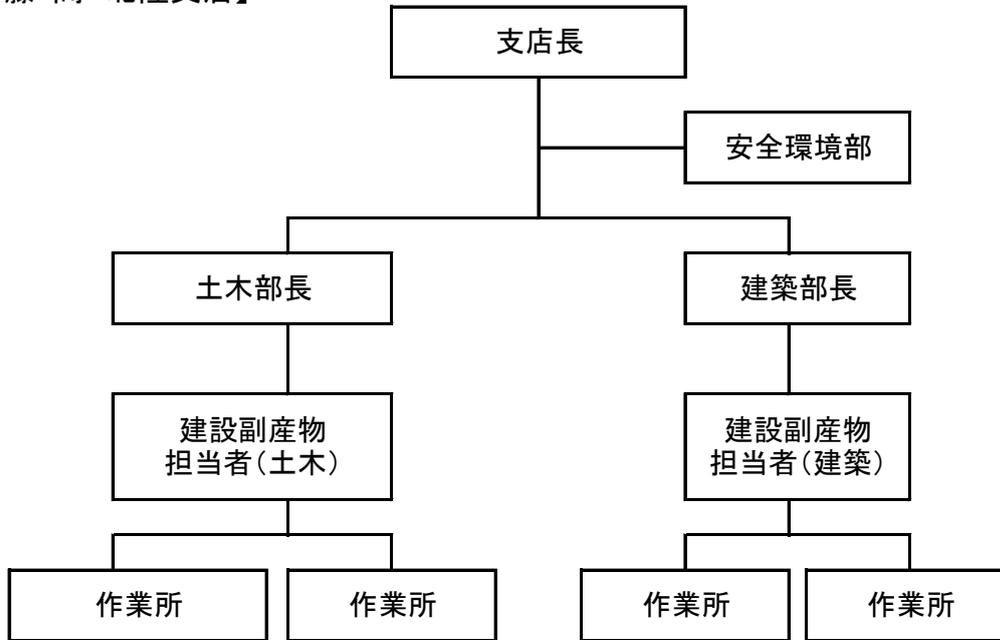


表-1 建設副産物に関する管理組織及び役割

組織	名称	役割
本社	品質環境委員会 委員長	・品質環境委員会を開催し、全社方針及び目的・目標を策定し、その推進及び実施結果の評価、見直しを行う。
	建設本部長	・土木・建築分野の方針及び目的・目標を策定し、これを推進する。また、各事業における実施結果と処理実績を取りまとめ、安全品質環境本部長へ報告する。
	安全品質環境本部長	・建設副産物の統括窓口として、発生抑制、再生利用及び適正処理の推進を図る。 ・全社としての実施結果と処理実績を取りまとめる。
	建設監理部長	・建設副産物処理に関する支店及び作業所の指導、支援を行う。 ・土木・建築事業の実施結果と処理実績の集計・分析を行う。
	品質環境部長	・建設副産物関連情報の収集に務め、的確な情報を関係部門に提供する。 ・建設副産物管理システムを管理・運用する。 ・電子マニフェストの運用に当り、業者の基本情報等の登録を行う。 ・全社としての実施結果と処理実績の集計・分析を行う。
	技術管理部長	・技術研究所における建設副産物の発生の抑制、再生利用の促進及び適正処理の徹底を図る。(業務内容は作業所長に準ずる)
支店	支店長	・支店の分野方針及び目的・目標を策定し、その推進及び実施結果と処理実績の評価、見直しを行い、建設本部長に報告する。
	土木部長 建築部長	・建設副産物に関する以下の業務を行う。 ①建設副産物処理計画の作成、処理業者の選定等において、作業所を指導・支援する。 ②廃棄物処理の委託契約を公印管理規定に基づく公印にて締結(※1)する。 ③建設副産物関連法規等の情報を作業所に周知する。 ④作業所の実施結果と処理実績を集計・分析する。
	安全環境部長	・建設副産物に関する以下の業務を行う。 ①関係法令等で定められている計画、届出及び報告書について、作業所の処理実績を集計し、関係行政機関に提出を行なう。(表-5参照) ②廃棄物処理の委託契約を確認・指導する。 ③電子マニフェストの運用に必要な情報を登録する。また、処理業者の情報について、建設副産物管理システム(業者マスタ等)へ登録・確認を行なう。 ④建設副産物関連法規等の情報を工事部門に周知すると共に、処理に関する教育・指導を行う。
	作業所長 (作業所環境管理責任者) (産業廃棄物管理責任者)	・建設副産物の発生の抑制、再生利用の促進及び適正処理の徹底を図るために以下の業務を行う。 ①作業所の建設副産物処理計画を作成する。 ②処理業者の調査・選定を行う。(必要書類及び現地の確認) ③関係法令等で定められている作業所に関する計画、届出及び報告書を作成し、関係行政機関に提出する。(表-5参照) ④作業所内に環境管理組織を編成すると共に、建設副産物管理担当者を決めて、日常管理を確実に実施する。 ⑤社員及び協力会社の作業員等の教育・指導を行う。 ⑥建設系廃棄物マニフェストの交付・管理、処理状況の確認を行う。 ⑦実施結果と処理実績を入力・集計し、工事部門へ報告する。

(※1)建設廃棄物処理委託契約の締結は、土木部長、建築部長又は、その上位者が行う